

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【会社名】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Akatsuki Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島根 秀明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社は平成26年6月27日開催の取締役会において、平成26年8月1日を効力発生日として、当社のトランクルーム事業を会社分割により分社化し、新たに設立いたします株式会社マイトランクに承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社は、平成22年10月における株式会社クレゾーとの吸収合併において「トランクルーム事業」を承継し、コスト削減と効率化に取り組んでまいりました。この度、更なるコスト削減と効率化はもとより、意思決定の迅速化や機動的な事業運営を行うことを目的として、トランクルーム事業を分社化することといたしました。

(2) 新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）です。なお、本会社分割は、会社法805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の承認は省略いたします。

(3) 新設分割に係る割当ての内容

新設会社は本会社分割に際して発行する普通株式1,000株を、すべて当社に割当てます。

(4) その他の新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

分割計画承認取締役会 平成26年6月27日

分割予定日（効力発生日） 平成26年8月1日（予定）

その他の内容

当社が平成25年6月27日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の新設分割計画書のとおりです。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

上記割当て株式数については、本会社分割が当社が単独で行う新設分割であり、新設会社が発行する株式のすべてが当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金等を考慮し、決定したものであります。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社マイトランク
本店所在地	東京都中央区日本橋小舟町1番3号
代表者の氏名	代表取締役 星野 秀俊
資本金	50百万円（予定）
純資産	100百万円（予定）
総資産	122百万円（予定）
事業内容	トランクルーム事業

新設分割計画書

あかつきフィナンシャルグループ株式会社（以下「当社」という。）は、当社がそのトランクルーム事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立する会社（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（新会社の定款で定める事項）

第1条 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社マイトランク株式会社定款」に記載のとおりとする。

（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

第2条 新会社の設立時取締役は次のとおりとする。

代表取締役 星野 秀俊
取締役 川中 雅浩
取締役 北野 道弘

2 新会社の設立時監査役は次のとおりとする。

監査役 鷺海 浩介

（新会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

第3条 新会社が、その成立の日に、本分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2 前項の規定に基づく本分割による当社から新会社に対する債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法による。

（新会社が本分割に際して交付する株式の数）

第4条 新会社は、本分割に際し、普通株式1,000株を発行し、当該株式のすべてを前条第1項に定める権利義務の対価として当社に対して交付する。

（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

第5条 新会社の成立の日における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

資本金の額	金50百万円（予定）
資本準備金の額	金50百万円（予定）
その他資本剰余金の額	金0百万円（予定）
利益準備金の額	金0百万円（予定）
その他利益剰余金の額	金0百万円（予定）

（分割期日）

第6条 会社法第924条第1項第1号へに基づき分割会社が定める日（以下「分割期日」という。）は、平成26年8月1日とし、同日、本分割にかかる登記申請の手続を行う。ただし、手続の進行上の必要性その他の事情により必要となるな場合は、分割会社の取締役会決議により、これを変更することができる。

（その他）

第7条 本計画に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従ってこれを決定する。

以上

平成26年6月27日

東京都中央区日本橋小舟町8番1号
あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表取締役 島根 秀明

[別紙 1]

株式会社マイトランク定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社マイトランク株式会社と称し、英文では、My Trunk, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の有効利用に関する企画、開発、調査、設計及びコンサルタント業
2. 不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理
3. 土木建築工事の設計、施工及び請負
4. 経営コンサルタント業務
5. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
6. 旅行業並びにホテル・飲食店・レストラン・スポーツ施設・レンタルルームの経営
7. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式を取得した者(以下「株式取得者」という。)は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者、又はその相続人その他の一般承継人と共同して、その株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

2. 株式取得者が、株主名簿記載事項の記載又は記録を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名・押印し、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証明する書面をも添えて提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名・押印し、これを当社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる者とする事ができる。

(株主の住所等の届出)

- 第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

- 第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(招集手続)

- 第16条 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の省略)

- 第19条 取締役又は株主が、株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 代表取締役は取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 前項の未払いの配当金には、利息を付けない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年3月31日までとする。

(成立時の本店所在場所)

第40条 当社の成立時の本店所在場所は次のとおりとする。

東京都中央区日本橋小舟町1番3号

(法令の準拠)

第41条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

[別紙 2]

承継権利義務明細表

新設会社が、平成26年8月1日を効力発生日とする会社分割により、当社から承継する資産、負債、契約関係その他の権利義務は、次に定めるとおりとする。

なお承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成26年3月31日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、営業債権、その他本件事業に係る流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

建物、建物附属設備、土地、工具・器具・備品、少額償却資産、その他本件事業に係る有形固定資産

無形固定資産

商標権、その他本件事業に係る無形固定資産

(3) その他

承継する契約に基づく債権

2. 承継する債務

効力発生日における本件事業に係る以下の債務

(1) 流動負債

営業債務、未払金、前受金、その他本件事業に係る流動負債

(2) 固定負債

見積債務、預り金、その他本件事業に係る固定負債

(3) その他

承継する契約に基づく債務

3. 承継する雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する当社の従業員（嘱託を含むが、派遣社員を含まない。以下同じ。）の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、当社は、本件分割の効力発生日において本件事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

4. 承継する契約その他の権利義務

効力発生日における本件事業に係る以下の契約その他の権利義務

(1) トランクルーム使用契約

(2) その他本件事業に係る一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

5. 承継する許認可等

効力発生日において、当社が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以上